

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(40)5556

栃木年金事務所

☎0282(22)6074、4134

万一一、源泉徴収票を紛失された場合や届かない場合には、日本年金機構のねんきんダイヤルにおいて源泉徴収票の再交付の受付を行っています。

ンターで受け付けています。
お問い合わせ等の際は、年金証書
等の基礎年金番号・年金コードが分
かるものをご用意ください。

受付窓口

国分寺序舎市民課
南河内図書館2階市民課

**■ 20歳になつたら国民年金加入手続
きを忘れずにしましょう!**

持参するもの

印鑑
國民年金被保險者資格取得届書

国民年金の保険料

■「平成27年分公的年金等の源泉徴収票」が発送されます！

日本年金機構から、平成27年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた皆様に、平成27年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする

「平成27年分公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から送付されます。

なお、障害年金や遺族年金は所得税および復興特別所得税の課税対象になつていないので（非課税）、障害年金や遺族年金を受けている人は源泉徴収票は送付されません。

なお、源泉徴収票は日本年金機構に登録されている受給者の住所宛に送付されます。

また、来訪による源泉徴収票の再交付の受付、その他の年金の相談について年金事務所及び年金相談セ

なお、第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が20歳になつたときは、第2号被保険者の勤務先を経由して第3号被保険者の加入手続き

※手続^きをせず、未納のままにしておくと時効により納付できなくなつてしまい、将来受け取る年金額が減つてしまします。また、病気やけがにより障がいが残つても障害基礎年金を受けられない場合があります。

※発送まで2週間程度かかります
ので、お急ぎの方は栃木年金事務所お客様相談室(0282-221-4134)へお問い合わせください
29日より1月3日はご利用いただけません。

届きましたら市役所で加入の手続きをしてください。

学生の方には「学生納付特例制度」があり、30歳未満で納付困難な方には「若年者納付猶予制度」があります。

・月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開庁日初日に午後7時まで相談をお受けします。

20歳の誕生日の前月末頃に、日本年金機構より「国民年金加入のご案内」の文書が送付されます。

なお、経済的な事情で保険料を納められないときのために「保険料免除制度」があります。一定の基準を満たしていれば申請することにより全額

午前8時30分～午後7時
○火～金曜日

60歳の方が加入する制度です。

国民年金第1号被保険者の保険料（定額）は月額15,590円（平成27年度）です。